

生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応について

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた対応について、保護費等の追加給付を行うことが令和7年11月28日付で閣議決定されたことに伴い、厚生労働省通知に従い、給付事務を進める。

1. 対象世帯

平成25年8月以降保護を受給していた世帯

※平成30年10月以降の期間は、特定の加算等を受給していた世帯のみ

2. 追加支給額

厚生労働省から提供される計算ツール（案）により世帯毎に算出予定

3. 支給スケジュール（厚生労働省の想定）

(1)受給中の世帯

支給開始：令和8年3月以降

支給期限：令和8年度末

(2)廃止済みの世帯

申請期間：令和8年度中

支給期間：複数年度

4. 財源

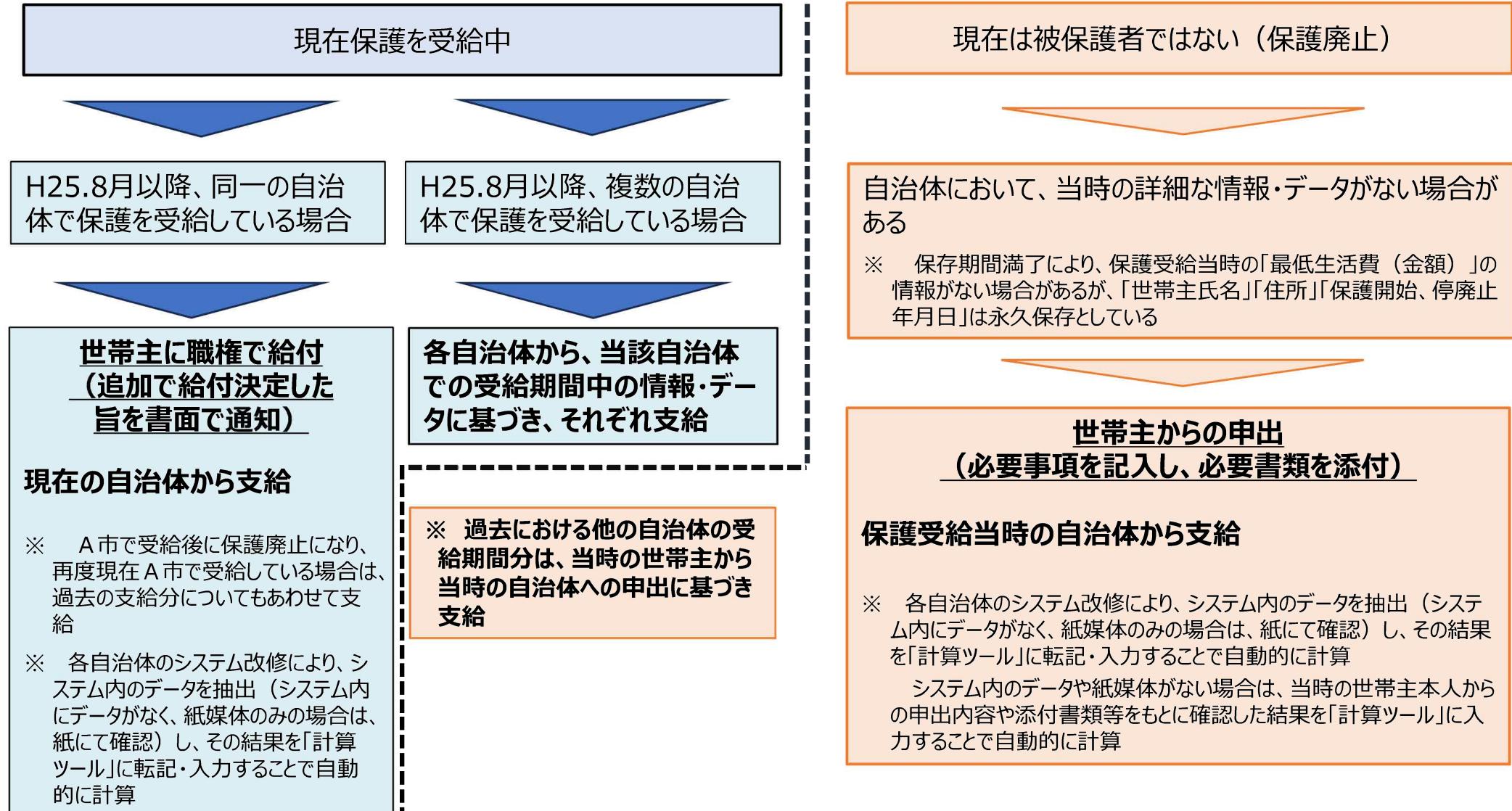
(1)追加支給分

国庫負担割合 3／4

(2)事務費分（システム改修費等）

国庫補助割合 10／10

支給事務の基本的な枠組み（案）



今後のスケジュール（案）

- 保護費の追加給付については、可能な限り速やかに支給することが望ましいが、一方で、支給に当たっては、各自治体においてシステム改修や実施体制の確保などの準備期間を要するとともに、個々の自治体の規模や対象世帯数等によって時間を要すること見込まれることから、各自治体において以下の標準的なスケジュールを踏まえつつ、実情に応じて対応する。

	準備期間(標準)	支給時期(標準)
(1) 原告	令和8年1～2月頃	令和8年2～3月頃 ※自治体は令和8年2月に決定を行い3月に支給を想定。
(2) 原告以外	令和8年1月～令和8年春頃 (システム改修、実施体制確保、計算ツール等による計算) (保護廃止世帯に係る申出受付期間) ※今後、申出受付時期を統一的にお示しする予定。	自治体の準備状況に応じて、令和8年3月頃から順次支給開始～ ※支給開始時期については、システム改修期間等の自治体の準備状況に応じて対応。 ※まずは、保護受給中の世帯を優先的に支給。 保護廃止世帯は当時の世帯主からの申出を踏まえて支給。